

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外31名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

準 備 書 面 (46)

令和7年1月20日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

奥

村

糺

軌



外9名

略語例

本件原子力発電所	浜岡原子力発電所 3 ないし 5 号機 (なお, 特定の号機を示すときには, 例えば「本件原子力 発電所 3 号機」と表す。)
原子炉等規制法	核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号)
実用炉規則	実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 (昭和 5 3 年通商産業省令第 7 7 号)
工事計画手続きガイド	発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド (平成 2 5 年 6 月 1 9 日原規技発第 1 3 0 6 1 9 2 0 号 原子力規制委員会決定)

回答の要旨

令和6年11月7日の口頭弁論期日において、貴庁から被告に対し、被告が行った本件原子力発電所4号機に係る原子炉設置変更許可申請及び工事計画認可申請に関し、原子炉設置変更許可を受けていない段階で工事計画認可申請を行うに当たり、その申請書への工事工程表の記載の有無及び工事工程表を記載している場合における当該工事工程表の内容について質問がなされた。

被告は、原子力規制委員会が当時示していた方針に従い、平成26年2月14日付けで本件原子力発電所4号機に係る原子炉設置変更許可申請、工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請を行っており、この工事計画認可申請の申請書においてその時点で目標としていた工事完了時期を踏まえて工事工程表を記載している。

1 本件原子力発電所4号機に係る原子炉設置変更許可等の申請

発電用原子炉施設について新設又は増設をして運転する場合等においては、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可、工事計画認可（平成29年法律第15号による改正後の原子炉等規制法にあっては設計及び工事の計画の認可。）及び保安規定認可又は保安規定変更認可を受けなければならない。

原子力規制委員会は、平成25年7月の新規制基準の施行に伴い行う既設の発電用原子炉施設に対する新規制基準適合性審査について、発電用原子炉設置者に原子炉設置変更許可申請、工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請を同時期に行わせ、ハード・ソフト両面から一体的に審査を行うこととし、この審査手続後に必要な検査を実施するといった基本的な方針を示していた（乙E第78号証）。

これに従い、被告は、その平成26年7月17日付け準備書面（10）等で述べたとおり、本件原子力発電所4号機につき、同年2月14日付けで原子力規制委員会に対し新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可申請、工事計画認可申請（平成29年法律第15号附則6条1項により設計及び工事の計画の認可申請とみなされた。後述する第2回及び第3回の申請において同じ。）及び保安規定変更認可申請を行い、現在原子炉設置変更許可申請に係る審査を受けているところであり、同審査の後に、設計及び工事の計画の認可申請及び保安規定変更認可申請に係る審査を受けることとなる。

なお、被告は、その平成27年11月19日付け準備書面（19）等で述べたとおり、本件原子力発電所3号機について、他の発電用原子炉設置者の申請事例を踏まえ、同年6月16日付けで原子力規制委員会に対し新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可申請を行い、現在その審査を受けているところである。

2 本件原子力発電所4号機の工事計画認可申請に係る工事工程表

被告は、前記1で述べた工事計画認可申請を行うに当たり、実用炉規則9条1

項3号によりその申請書に工事工程表を記載することとされていたことから、本件原子力発電所4号機に係る工事計画認可の申請書にこれを記載して申請を行った。

工事工程表に記載すべき事項については、原子力規制委員会が作成及び公表をした工事計画手続きガイドにおいて具体的に示され、系統ごとの現地工事の期間と工事の工程ごとに使用前検査（平成29年法律第15号による改正後の原子炉等規制法にあっては使用前事業者検査及び使用前確認。）が可能な時期とを記載することとされていた。

被告は、これに沿って、本件原子力発電所4号機に係る系統ごとの現地工事の期間と工事の工程ごとに使用前検査が可能な時期とを工事工程表に記載した（添付1）。この期間及び時期については、発電用原子炉設置者として、上記申請の時点において目標としていた工事完了時期を踏まえて記載したものである。

なお、被告は、本件原子力発電所4号機に係る工事計画認可申請については、実用炉規則9条4項に定められた分割申請として前記1で述べた申請を含め3回行っており、第2回の申請を平成26年4月24日付けで、第3回の申請を同年8月28日付けで行っている。

第2回の申請においては、第1回の申請において本件原子力発電所4号機の設計基準対象施設及び重大事故等対処施設について耐震性評価を除いた申請を行っていたことから、同号機の設計基準対象施設の基準地震動（平成26年2月に原子炉設置変更許可申請を行うに当たって策定した基準地震動 S_s をいう。以下同じ。）による耐震性評価について申請を行っており、この申請に係る工事工程表には、第1回の申請に係る工事工程表のうち、設計基準対象施設に係るものを再掲した（添付2）。

第3回の申請においては、本件原子力発電所4号機の重大事故等対処施設の基準地震動による耐震性評価について申請を行っており、この申請に係る工事工程表には、第1回の申請に係る工事工程表のうち、重大事故等対処施設に係るもの

を再掲した（添付3）。

今後被告は、本件原子力発電所4号機に係る設計及び工事の計画の認可を受けるに当たり、原子炉設置変更許可の内容、設計及び工事の計画の認可申請に係る審査結果等を反映するために必要の都度行うこととなる申請書の一部補正において、工事工程表もその時点における記載へと改める。

以 上

添付1 平成26年2月14日付けで行った工事計画認可申請の申請書に記載した工事工程表

Ⅲ 工事工程表

年 月 項 目	平成25年												平成26年						平成27年			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設																						△△ ①②
																						△△ ①②
原子炉冷却系統施設																						△△ ①②
																						△△ ①②
計測制御系統施設																						△△ ①②
																						△△ ①②
放射線管理施設																						△△ ①②
																						△△ ①②
原子炉格納施設																						△△ ①②
																						△△ ①②
その他発電用原子炉の 附属施設																						△ ②

①：構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時

②：工事の計画に係るすべての工事が完了した時

添付 3 平成 26 年 8 月 28 日付けで行った工事計画認可申請の申請書に記載した工事工程表

Ⅲ 工事工程表

年 月 項 目	平成25年						平成26年						平成27年									
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設																						△ △ ① ②
																						△ △ ① ②
原子炉冷却系統施設																						△ △ ① ②
																						△ △ ① ②
計測制御系統施設																						△ △ ① ②
																						△ △ ① ②
放射線管理施設																						△ △ ① ②
																						△ △ ① ②
原子炉格納施設																						△ △ ① ②
																						△ △ ① ②
その他発電用原子炉の 附属施設																						△ ②

①：構造，強度又は漏えいに係る試験をすることが出来る状態になった時

②：工事の計画に係るすべての工事が完了した時

